



2020 軽検検第 148 号

令和 2 年 7 月 14 日

日本行政書士会連合会 御中

軽自動車検査協会

検査部長 和田 洋昭



事務所等における申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

平素より、当協会の業務について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年7月豪雨による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日が告示(令和2年国土交通省告示第736号)で指定されたことに鑑み、添付書類の有効期間を延長する取扱いを実施いたします。

つきましては、貴会会員様への周知よろしく願いいたします。

記

1 対象者

特定被災地域内(※)に住所を有する自動車の使用者

※令和2年7月豪雨による被災について、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域

2 使用者の住所を証する書面の有効期間について

特定非常災害発生日前3ヶ月以内(令和2年4月3日から令和2年7月3日)に発行されたものについては、令和2年12月28日をもって満了するものとする。